

ながら運転根絶パートナーシップ協定書

静岡県袋井市と三重県亀山市は、令和8年3月20日に新名神高速道路上で発生した、スマートフォンの使用による「ながら運転」に起因する痛ましい交通事故を深く重く受け止め、二度とこのような交通事故が発生しない社会を実現するため、次のとおりパートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両市が対等なパートナーとして連携及び協力し、スマートフォン等の使用による「ながら運転」の根絶と交通安全意識の向上を強力に推進することで、交通死亡事故ゼロを目指した社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 両市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力を図るものとする。

- (1) 「ながら運転」根絶のための共同啓発・広報活動の展開に関すること。
- (2) 情報共有に関すること。
- (3) 地域社会・事業者との連携強化に関すること。
- (4) 広域連携の推進に関すること。

（情報交換会の開催）

第3条 両市は、第1条の目的の達成に向けた連携及び協力の円滑な推進を図るため、定期的に、情報交換会を開催するものとする。

2 情報交換会では、本協定に基づく取り組みの進捗状況を確認し、必要に応じて評価及び改善策の協議を行うものとする。

（連絡調整窓口）

第4条 両市は、第1条の目的の達成に向けた連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ交通安全担当部署を連絡調整窓口として設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく事業の実施に要する費用は、原則として、両市がそれぞれ負担するものとする。ただし、共同で実施する事業に要する費用については、両市で別途協議し、決定するものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3月前までに、両市が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、両市協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年10月22日

静岡県袋井市長

大場規之

三重県亀山市長

櫻井義之